

令和元年8月28日

第93回 神戸市個人情報保護審議会

認可外保育施設等給付システムの
構築について

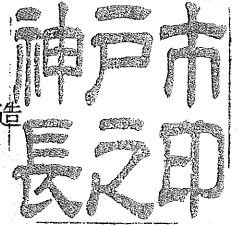
(こども家庭局)

神行税市 第 1258 号

令和元年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
市税情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局税務部市民税課

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
市民税情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【市税台帳情報】

- ・年度
- ・区コード
- ・税整理番号
- ・扶養者数
- ・市県民税額（均等割額、所得割額）
- ・総所得額（総合所得・分離所得・控除等の内訳）

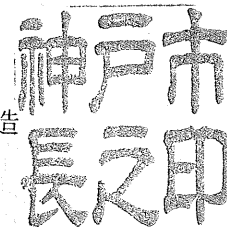


神市住第 1172 号

令和元年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
住基情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局住民課

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
住基情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

- ・住基個人番号
- ・世帯番号
- ・制度個人番号
- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・通称名
- ・生年月日
- ・性別
- ・続柄
- ・国籍
- ・在留資格
- ・在留期限
- ・前住所
- ・住民年月日
- ・住民届出年月日
- ・住定年月日
- ・住定異動事由
- ・住定届出年月日
- ・転出予定年月日
- ・転出届出年月日
- ・転出実定年月日
- ・転出予定地・実定地
- ・異動届出年月日
- ・異動年月日
- ・異動事由（区間異動、転居、世帯主変更、転出、死亡、職権消除）
- ・異動消除事由
- ・消除日
- ・送付コード
- ・支所コード
- ・DV該当フラグ
- ・DV該当年月日
- ・DV解除年月日

神保生保第 1536 号

令和元年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
生活保護受給状況の情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局生活福祉部保護課

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
生活保護受給状況の情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給状況に関する情報】

- ・ 所管行政区
- ・ 地区番号
- ・ 世帯番号
- ・ 員番号
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 保護開始年月日
- ・ 保護廃止年月日
- ・ 保護停止年月日
- ・ 保護停止解除年月日
- ・ 世帯分離年月日

神こ子振第 9705 号

令和元年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

認可外保育施設等給付システムの構築に係る
教育保育給付等情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局子育て支援部振興課

認可外保育施設等給付システムの構築について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【教育・保育給付認定情報】

- ・ 支給認定区分
- ・ 支給認定番号
- ・ 認定期間
- ・ 申請日
- ・ 保育必要量
- ・ 保育の必要性の事由

【教育・保育給付施設入所情報】

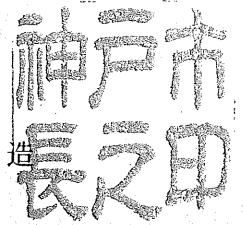
- ・ 入所施設区分
- ・ 入所施設名
- ・ 入所期間
- ・ 世帯番号
- ・ 福祉個人番号
- ・ 続柄
- ・ 世帯員区分
- ・ 世帯開始日
- ・ 世帯終了日

神こ子振第 9705 号-2

令和元年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

認可外保育施設等給付システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：こども家庭局子育て支援部振興課

認可外保育施設等給付システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

【住民基本台帳情報】

- ・住基個人番号
- ・世帯番号
- ・制度個人番号
- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・通称名
- ・生年月日
- ・性別
- ・続柄
- ・国籍
- ・在留資格
- ・在留期限
- ・前住所
- ・住民年月日
- ・住民届出年月日
- ・住定年月日
- ・住定異動事由
- ・住定届出年月日
- ・転出予定年月日
- ・転出届出年月日
- ・転出実定年月日
- ・転出予定地・実定地
- ・異動届出年月日
- ・異動年月日
- ・異動事由（区間異動、転居、世帯主変更、転出、死亡、職権消除）
- ・異動消除事由
- ・消除日
- ・送付コード
- ・支所コード
- ・DV 該当フラグ
- ・DV 該当年月日

- ・DV 解除年月日

【保護者情報】

- ・保護者適用年月
- ・申込年月日
- ・世帯（個人）番号
- ・制度個人番号
- ・統合宛名番号
- ・生年月日
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・性別
- ・続柄
- ・通称名
- ・通称名カナ
- ・郵便番号
- ・住所
- ・送付先住所
- ・電話番号

【児童情報・同居等世帯員情報】

- ・世帯（個人）番号
- ・制度個人番号
- ・統合宛名番号
- ・生年月日
- ・氏名
- ・カナ氏名
- ・性別
- ・続柄
- ・通称名
- ・通称名カナ

【施設等利用給付認定情報】

- ・登録区分
- ・認定有効期間
- ・取下年月日
- ・保育の希望

- ・支給認定区分
- ・保育の必要性の事由
- ・判定結果
- ・決定理由
- ・認定番号

【入所情報】

- ・施設名
- ・兄弟在園の有無
- ・取下半年月日
- ・変更年月日
- ・入所日
- ・退所日
- ・構成区分
- ・組、出席番号
- ・階層区分

◎ひとり親等世帯の状況（障害、生活保護、その他）

【施設等利用費請求情報】

- ・施設名
- ・請求内訳
- ・振込先口座

【市税台帳情報】

- ・年度
- ・区コード
- ・税整理番号
- ・扶養者数
- ・市県民税額（均等割、所得割）
- ・総所得額（総合所得・分離所得・控除の内訳）

【生活保護情報】

- ・所管行政区
- ・地区番号
- ・世帯番号
- ・員番号
- ・氏名

- ・性別
- ・生年月日
- ・保護開始年月日
- ・保護廃止年月日
- ・保護停止年月日
- ・保護停止解除年月日
- ・世帯分離年月日

【債権情報】

- ・納付義務者名
- ・住所
- ・年度
- ・調定日
- ・調定年度
- ・期別
- ・調定額
- ・納付額
- ・過誤納額
- ・還付額
- ・充当額
- ・未納額
- ・不納欠損額
- ・戻出額
- ・納期限
- ・納付日
- ・公金日
- ・督促状発送日
- ・時効起算日
- ・収納方法
- ・納付誓約情報

【教育・保育給付認定情報】

- ・支給認定区分
- ・支給認定番号
- ・認定期間
- ・申請日
- ・保育必要量

- ・保育の必要性の事由

【教育・保育給付施設入所情報】

- ・入所施設区分
- ・入所施設名
- ・入所期間
- ・世帯番号
- ・福祉個人番号
- ・続柄
- ・世帯員区分
- ・世帯開始日
- ・世帯終了日

【企業主導型保育事業利用情報】

- ・保護者氏名
- ・保護者生年月日
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日
- ・続柄
- ・施設情報（施設名、所在地）
- ・利用開始日
- ・利用終了日

認可外保育施設等給付システムの構築について

1. 背景

令和元年5月に子ども・子育て支援法の改正が公布され、同年10月より施行されることに伴い、これまでの「教育・保育給付」に加えて、新たに「施設等利用給付」の実施を予定している。

「施設等利用給付」には、預かり保育、認可外保育施設等、新制度未移行幼稚園、国立幼稚園等の利用料に対する給付があり、給付に際しては「施設等利用給付認定」を行う必要がある。（「参考1」参照）

これらの事務を実施するにあたり、新たに個人情報の収集・管理が必要となる。

2. 概要

(1) 施設等利用給付認定

- ①保護者からの申請、または、教育・保育給付認定を施設等利用給付認定とみなすことにより、施設等利用給付認定を行う。
- ②認定には1～3号認定があり、年齢、保育の必要性、市民税情報、生活保護情報、他の施設の利用状況等の確認に基づき認定を行う。

(2) 預かり保育の利用料

- ①幼稚園、認定こども園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部における預かり保育の利用料について、保護者からの申請に基づき、給付を行う。
- ②給付にあたっては、施設等利用給付認定の情報、他の施設の利用状況などの確認を行う。

(3) 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時保育、病児保育、ファミリーサポートセンター）の利用料

- ①各施設の利用料について、保護者からの申請に基づき、給付を行う。
- ②給付にあたっては、施設等利用給付認定の情報、他の施設の利用状況などの確認を行う。

(4) 新制度未移行幼稚園等の利用料等

- ①教育・保育給付制度に移行していない幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部について、保護者の申請に基づき施設等利用費を支払う。
- ②市民税が一定基準以下、生活保護受給世帯、及び第3子以降の児童については、補足給付事業としての副食費の給付を行う。
- ③給付にあたっては、施設等利用給付認定の情報、市民税情報、生活保護情報、他の施設の利用状況などの確認を行う。

(5) 企業主導型保育事業の施設利用者把握

企業主導型保育施設事業の施設利用者は施設等利用給付認定およびこれに基づく給付の対象外となる。当該施設の利用者に法令により義務づけられる市町村への利用開始及び終了の申し出に基づき、企業主導型保育事業利用者名簿を整備する。

(6) 認可外保育施設等給付システムの構築（「資料5別図」参照）

- ①上記（1）～（5）の事務を実施するため、新たに「認可外保育施設等給付システム」を構築する。

※今回パッケージシステムにより新システムを構築するが、「施設等利用給付」の事務は、「教育・保育給付」の認定や給付内容を確認しながら実施する必要があるため、既存の福祉情報システムから新システムへのデータ連携を行う。

- ②端末は、こども家庭局、各区役所、北須磨支所、西神中央出張所及び行政事務センターに設置する。（設置場所は教育・保育等給付システムと同じ）

3. 効果

- (1) 施設等利用給付の事務は大量処理が必要であり、また、給付は保護者の請求に基づく償還払いを基本としている。このため、迅速かつ正確に事務処理が可能となるシステムを構築することにより、対象者が確実に給付を受けることが出来るようになり、市民の福祉に資することとなる。
- (2) 施設等利用給付は、対象児童の世帯情報や市民税情報、請求内容、事業者情報等の多岐に渡るデータを取扱い、また、福祉情報システムで管理している教育・保育認定情報や施設入所情報をもとに事務を行う必要がある。このため、各システムと連携したシステムを新たに構築することにより、事務を正確かつ迅速に行うことができるようになり、処理の効率化につながる。

4. 実施計画

令和元年10月分からの制度開始に向け、令和元年9月から事務を開始する

- ①～令和元年9月：システム開発（1次：申請入力、決定通知作成等）
②～令和元年12月：システム開発（2次：給付決定、支払等）
③～令和2年3月：システム開発（3次：債権管理、統計機能等）

5. 処理件数

処理件数 約23,000人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、本件に関しても以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ①端末の操作にあたっては、指認証およびパスワードの設定により、端末機の操作を関係職員に限定し、操作の状況を記録する。
②個人情報を含んだデータは端末機には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されるサーバーで一元管理する。
③端末機とサーバーは直接接続し、外部からの不正アクセス行為を遮断する。
④端末機にはウイルス対策ソフトを導入し、定期的に定義ファイルを更新し、ウイルス感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ①サーバー室は常に施錠管理し、入退室については関係者のみに限定し、入退室状況を記録する。

- ②端末機のパスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにするとともに、機器の操作状況（アクセス状況等）を記録する。
- ③保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ④個人情報の適切な取扱いを確保するために、セキュリティに関するマニュアルを整備し、職員に対して必要な指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 外部委託にかかる情報の保護

本事業において、行政事務センターにおいて入力等の作業を外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティーポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、二面認証による管理やデータの漏えい防止措置を施すなど、厳格に管理する。

子ども・子育て支援法の改正のイメージ（令和元年 10 月施行）

子どものための教育・保育給付

現行制度

①対象施設

- ・施設型給付（幼稚園、認定こども園、保育所）
- ・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

②支給要件 市町村による教育・保育給付認定（1～3号）を受けていること

1号認定：3歳以上
2号認定：3歳以上保育必要
3号認定：3歳未満保育必要

1号および2号（3歳児クラス以上）については、令和元年10月より利用者負担額を無償とする。

子育てのための施設等利用給付

令和元年10月施行
により追加

<新制度に移行していない幼稚園の場合>

	朝～昼すぎ（教育部分）	昼すぎ～夕方（預かり保育）
3～5歳児クラス	月額 25,700 円まで無償（入園料も含む） ※施設等利用給付認定（新1号）が必要	月額 11,300 円まで無償 ※預かり保育には施設等利用給付認定（新2号）が必要
満3歳児課税世帯		無償化対象外
満3歳児非課税世帯		月額 16,300 円まで無償 ※預かり保育には施設等利用給付認定（新3号）が必要

※昼すぎ～夕方（預かり保育）を利用する場合は、保育の必要性の認定が必要です

<教育・保育給付認定1号（幼稚園・認定こども園）の場合>

	朝～昼すぎ（教育部分）	昼すぎ～夕方（預かり保育）
3～5歳児クラス	利用者負担額が無料	月額 11,300 円まで無償 ※預かり保育には施設等利用給付認定（新2号）が必要
満3歳児課税世帯		無償化対象外
満3歳児非課税世帯		月額 16,300 円まで無償 ※預かり保育には施設等利用給付認定（新3号）が必要

※昼すぎ～夕方（預かり保育）を利用する場合は、保育の必要性の認定が必要です

<認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の場合>

3～5歳児クラス	月額 37,000 円まで無償 ※施設等利用給付認定（新2号）が必要
0～2歳児クラス 課税世帯	無償化対象外
0～2歳児クラス 非課税世帯	月額 42,000 円まで無償 ※施設等利用給付認定（新3号）が必要

※保育の必要性の認定が必要です